

事務連絡
令和6年9月30日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了知いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
健康保険組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国家公務員共済組合連合会
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園
国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園

国立療養所星塚敬愛園
国立療養所奄美和光園
国立療養所沖縄愛楽園
国立療養所宮古南静園

医政発 0930 第 12 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について（通知）

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 314 号）が本日別添のとおり公布され、告示日（令和 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日）までに行うものとされている病床機能報告）より適用されることとなりました。

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

なお、病床機能報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告を行うこととしており、令和 6 年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載しているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医療機関、関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和 6 年度病床機能報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 6 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

記

第1 改正の主な内容

病床機能報告の報告内容及び公表内容について、令和6年度診療報酬改定等を踏まえ、以下のとおり改正する。

(1) 構造設備及び人員の配置その他必要な事項

報告内容及び公表内容のうち「病床数、人員の配置、医療機器等」について、以下のとおり改正する。

- ① 「病床数」に関する項目について、介護療養型医療施設に関する記載を削除する。
- ② 「医療機器等」に関する項目について、
 - ・ 療養型介護療養施設サービス費等に関する事項及び体制強化加算1・2を算定している病院である旨を削除する。
 - ・ 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院である旨を追加する。

(2) 入院患者に提供する医療の内容

報告内容及び公表内容のうち「救急医療の実施状況」について、以下の項目を追加する。

- ・ 処置に係る休日加算1・2、時間外加算1・2及び深夜加算1・2の算定件数
- ・ 手術に係る休日加算1・2、時間外加算1・2及び深夜加算1・2の算定件数

第2 適用期日等

告示日：令和6年9月30日

適用期日：告示日（ただし、令和6年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている病床機能報告から適用する。）

以上

○厚生労働省告示第三百十四号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項及び第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正

第一条 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。
報告内容	報告内容	報告内容	報告内容
報告単位	報告単位	報告単位	報告単位
報告方法	報告方法	報告方法	報告方法
構造設備及び人員の配置その他必要な事項 (1) 病床数 (2) 療養病床にあっては、(1)及び(2)のそれぞれ の病床数のうち、健康 保険法等の一部を改 正する法律（平成十八 年法律第八十三号）附 則第三百三十条の二第 一	構造設備及び人員の配置その他必要な事項 三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) 病床数 (2) 療養病床にあっては、(1)及び(2)のそれぞれ の病床数のうち、健康 保険法等の一部を改 正する法律（平成十八 年法律第八十三号）附 則第三百三十条の二第 一	構造設備及び人員の配置その他必要な事項 三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) 病床数 (2) 療養病床にあっては、(1)及び(2)のそれぞれ の病床数のうち、健康 保険法等の一部を改 正する法律（平成十八 年法律第八十三号）附 則第三百三十条の二第 一	構造設備及び人員の配置その他必要な事項 三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) 病床数 (2) 療養病床にあっては、(1)及び(2)のそれぞれ の病床数のうち、健康 保険法等の一部を改 正する法律（平成十八 年法律第八十三号）附 則第三百三十条の二第 一

(4) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料ごとの届出に係るものの数

(5) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等（病院の介護療養病床における療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費及びユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費をいう。ハの(2)において同じ。）又は診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。入院患者に提供する医療の内容の項第十四号二において同じ。）ごとの届出に係るものの数

(略)	<p>八 (略)</p> <p>医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかを別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算 1又は2を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>
(略)	
(略)	

(略)	<p>八 (略)</p> <p>医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービスクラス等</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかを別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 体制強化加算1又は2を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(8) (略)</p>
(略)	
(略)	

		入院患者に提供する医療の内容				
療養病床における診療所	十四 病床を有する診療所の機能 イ〜ハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所	(略)	八 救急医療の実施状況 イ〜タ (略) レ 処置に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数 ソ 手術に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ〜ヨ (略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ〜チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ〜ソ (略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	

		入院患者に提供する医療の内容				
療養病床における診療所	十四 病床を有する診療所の機能 イ〜ハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等の算定件数	(略)	八 救急医療の実施状況 イ〜タ (略) (新設)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ〜ヨ (略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ〜チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ〜ソ (略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	

（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）
 第二条 医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

	型介護療養施設サービス 費及びユニット型診療所 型介護療養施設サービス 費をいう。の算定件数 ホスト (略)	(略)	(略)
	ホスト (略)	(略)	(略)

改 正 後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

改 正 前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

	(略)	公表内容	(略)	公表単位
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	(略)	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) (3) (略) (削る)	(略)	(略)
(4) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料ごとの届出に係るものの数				
	(略)	公表内容	(略)	公表単位
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	(略)	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) (3) (略) (4) 療養病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれ の病床数のうち、健康保険法等の一部を 改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 附則第三十条の二第一項の規定によりな おその効力を有するものとされた同法第二 十六条の規定による改正前の介護保険法 （平成九年法律第二十三号）第四十八条 第一項第三号に規定する指定介護療養型医 療施設に係るものの数	(略)	(略)
(5) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等（病院の介護療養病床における療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット				

（傍線部分は改正部分）

(略)	<p>口 (略)</p> <p>ハ 医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあっては、同表のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>
(略)	

(略)	<p>口 (略)</p> <p>ハ 医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあっては、同表のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 体制強化加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(8) (略)</p>
(略)	

		入院患者に提供する医療の内容				入院患者に提供する医療の内容	
(略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ ソ (略)	(略)	(略)	(略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ ソ (略)	(略)	(略)
(略)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ ソ (略)	(略)	(略)	(略)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ ソ (略)	(略)	(略)
(略)	八 救急医療の実施状況 イ タ (略) レ 処置に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数 ソ 手術に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数	(略)	(略)	(略)	八 救急医療の実施状況 イ タ (略) レ 処置に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数 ソ 手術に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数	(略)	(略)
(略)	十四 病床を有する診療所の機能 イ ハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービスをいう)の算定件数	(略)	(略)	(略)	十四 病床を有する診療所の機能 イ ハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等の算定件数	(略)	(略)
(略)	ホ ト (略)	(略)	(略)	(略)	ホ ト (略)	(略)	(略)

附 則

(適用期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。
 (経過措置)

2 第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第二条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和六年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。

		改 正 後				改 正 前	
	(略)	報告内容	(略)		(略)	報告内容	(略)
	(略)	報告単位	(略)		(略)	報告単位	(略)
	(略)	報告方法	(略)		(略)	報告方法	(略)
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。				医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			

○厚生労働省告示第三百十四号
 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三の六第一項及び第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和六年九月三十日
 厚生労働大臣 武見 敬三

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正
 (医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号)の一部を次の表のように改正する。
 第一条 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

	(略)	報告内容	(略)		(略)	報告内容	(略)
	(略)	報告単位	(略)		(略)	報告単位	(略)
	(略)	報告方法	(略)		(略)	報告方法	(略)

(4)療養病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれの病床数のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一

(4) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料ごとの届出に係るものの数

(5) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等（病院の介護療養病床における療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費及びユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費をいう。ハの(2)において同じ。）又は診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。入院患者に提供する医療の内容の項第十四号二において同じ。）ごとの届出に係るものの数

(略)	<p>八 (略)</p> <p>口 (略)</p> <p>医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかを別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算 1又は2を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>
(略)	
(略)	

(略)	<p>八 (略)</p> <p>口 (略)</p> <p>医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービスマス費等</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかを別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 体制強化加算1又は2を算定している病院にあつては、その旨</p> <p>(8) (略)</p>
(略)	
(略)	

		入院患者に提供する医療の内容			
療養病床における診療所 費等（有床診療所の介護 型介護療養施設サービ ス等） 入院基本料並びに診療所 及び有床診療所療養病床 及び有床診療所療養病床 型介護療養施設サービ ス等（有床診療所の介護 型介護療養施設サービ ス等） 二 有床診療所入院基本料 及び有床診療所療養病床 入院基本料並びに診療所 型介護療養施設サービ ス等（有床診療所の介護 型介護療養施設サービ ス等） イハ（略） 機能 十四 病床を有する診療所の 機能 イハ（略）	(略)	ハ 救急医療の実施状況 イタ（略） レ 処置に係る休日加算1 又は2、時間外加算1又 は2及び深夜加算1又は 2の算定件数 ロ 手術に係る休日加算1 又は2、時間外加算1又 は2及び深夜加算1又は 2の算定件数 ソ	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加 算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算 の算定件数 ハヨ（略）	六 がん、脳卒中、心筋梗塞 その他の疾患の治療状況 イチ（略） リ 分娩の実施件数 ヌソ（略）	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		入院患者に提供する医療の内容			
療養病床における診療所 費等の算定件数 入院基本料並びに診療所 及び有床診療所療養病床 型介護療養施設サービ ス等（有床診療所の介護 型介護療養施設サービ ス等） 二 有床診療所入院基本料 及び有床診療所療養病床 型介護療養施設サービ ス等（有床診療所の介護 型介護療養施設サービ ス等） イハ（略） 機能 十四 病床を有する診療所の 機能 イハ（略）	(略)	ハ 救急医療の実施状況 イタ（略） レ 処置に係る休日加算1 又は2、時間外加算1又 は2及び深夜加算1又は 2の算定件数 ロ 手術に係る休日加算1 又は2、時間外加算1又 は2及び深夜加算1又は 2の算定件数 ソ (新設)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加 算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算 の算定件数 ハヨ（略）	六 がん、脳卒中、心筋梗塞 その他の疾患の治療状況 イチ（略） リ 分娩の実施件数 ヌソ（略）	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）
 第二条 医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。

	型介護療養施設サービス 費及びユニット型診療所 型介護療養施設サービス 費をいう。の算定件数 ホスト (略)	(略)	(略)
	ホスト (略)	(略)	(略)

改 正 後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

改 正 前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

	(略)	公表内容	(略)	公表単位
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	(略)	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) (3) (略) (削る)	(略)	(略)
(4) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料ごとの届出に係るものの数				
	(略)	公表内容	(略)	公表単位
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	(略)	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) (3) (略) (4) 療養病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれ の病床数のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六 条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に係るもの の数	(略)	(略)
(5) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等（病院の介護療養病床における療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット				

（傍線部分は改正部分）

<p>(略)</p>	<p>口 (略)</p> <p>ハ 医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあっては、同表のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>
<p>(略)</p>	

<p>(略)</p>	<p>口 (略)</p> <p>ハ 医療機器等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあっては、同表のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 体制強化加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨</p> <p>(8) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症患者型介護療養施設サービス費、認知症患者型経過型介護療養施設サービス費及びユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費をいう。ハの(2)において同じ。又は診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。入院患者に提供する医療の内容の項第十四号二において同じ。)ことの届出に係るものの数</p>

		入院患者に提供する医療の内容				入院患者に提供する医療の内容	
(略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ 〆チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ 〆ソ (略)	(略)	(略)	(略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ 〆チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ 〆ソ (略)	(略)	(略)
(略)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ 〆ヨ (略)	(略)	(略)	(略)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ 〆ヨ (略)	(略)	(略)
(略)	八 救急医療の実施状況 イ 〆タ (略) レ 処置に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数 ソ 手術に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数	(略)	(略)	(略)	八 救急医療の実施状況 イ 〆タ (略) レ 処置に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数 ソ 手術に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数	(略)	(略)
(略)	十四 病床を有する診療所の機能 イ 〆ハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービスをいう)の算定件数	(略)	(略)	(略)	十四 病床を有する診療所の機能 イ 〆ハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等の算定件数	(略)	(略)
(略)	ホ 〆ト (略)	(略)	(略)	(略)	ホ 〆ト (略)	(略)	(略)

附 則

(適用期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。
 (経過措置)

2 第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第二条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和六年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。